



第139號

昭和十六年五月一日發行

逓便物認可
(毎週一回水曜日發行)

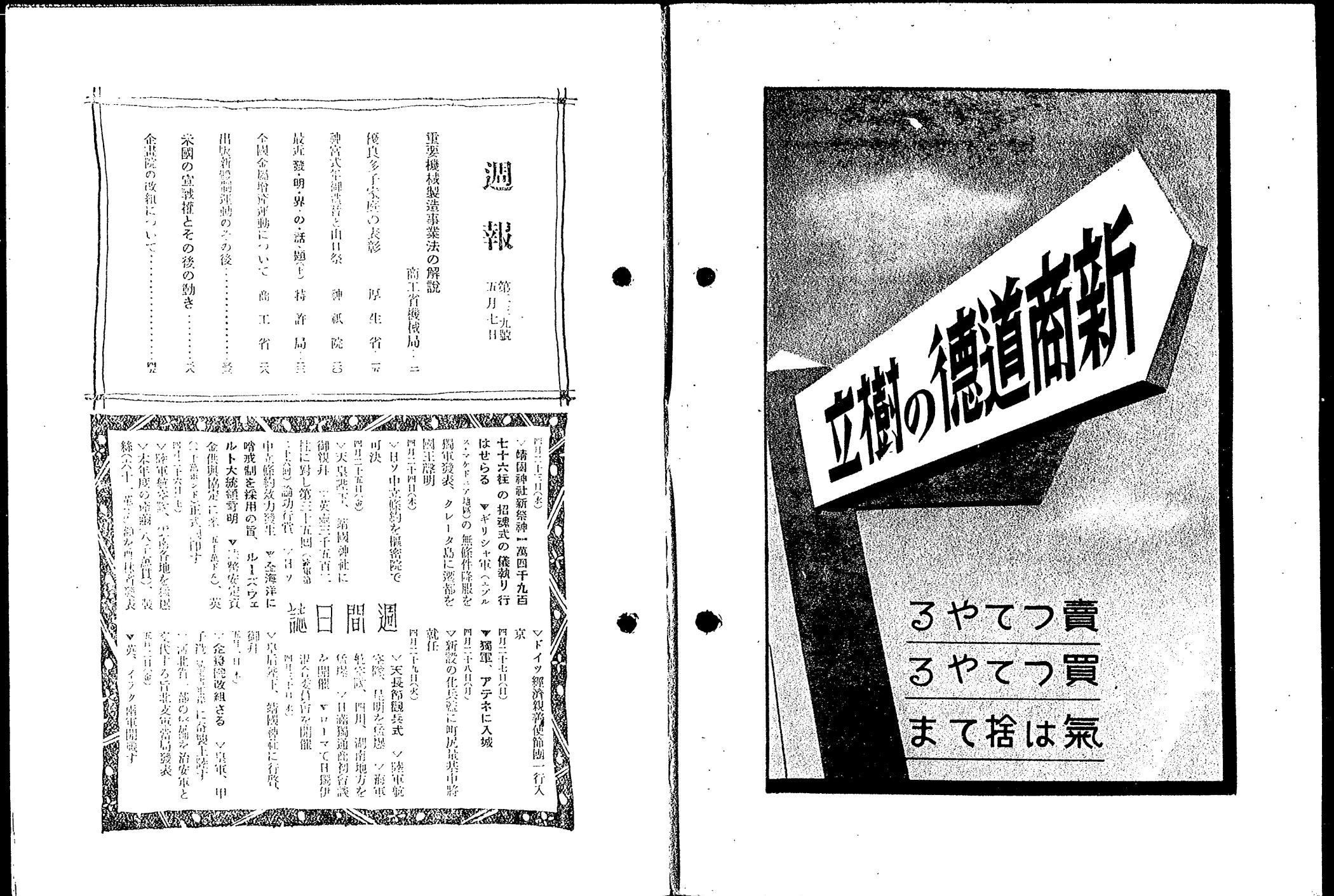
五錢

輯編局報情

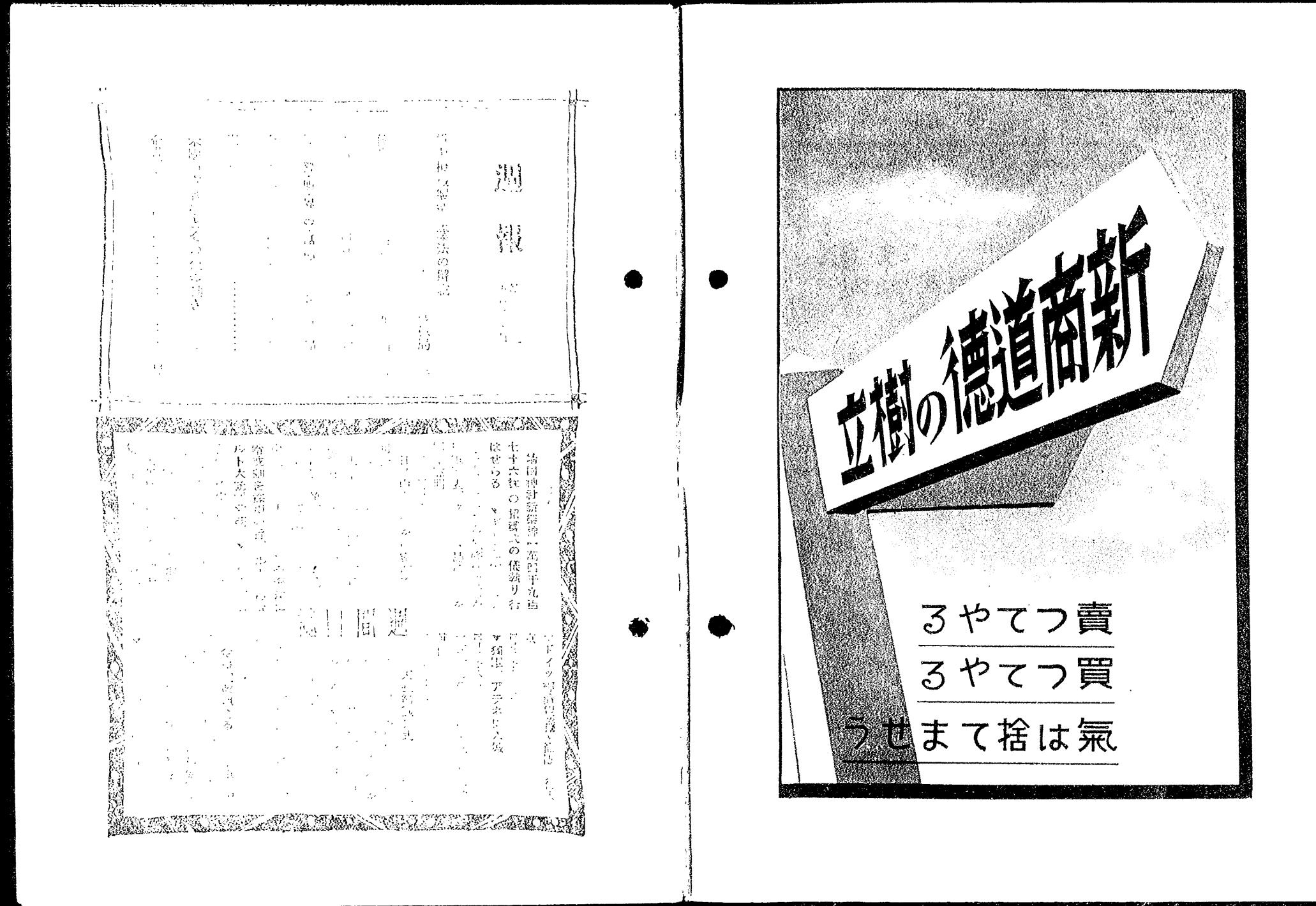
報週

號日七月五

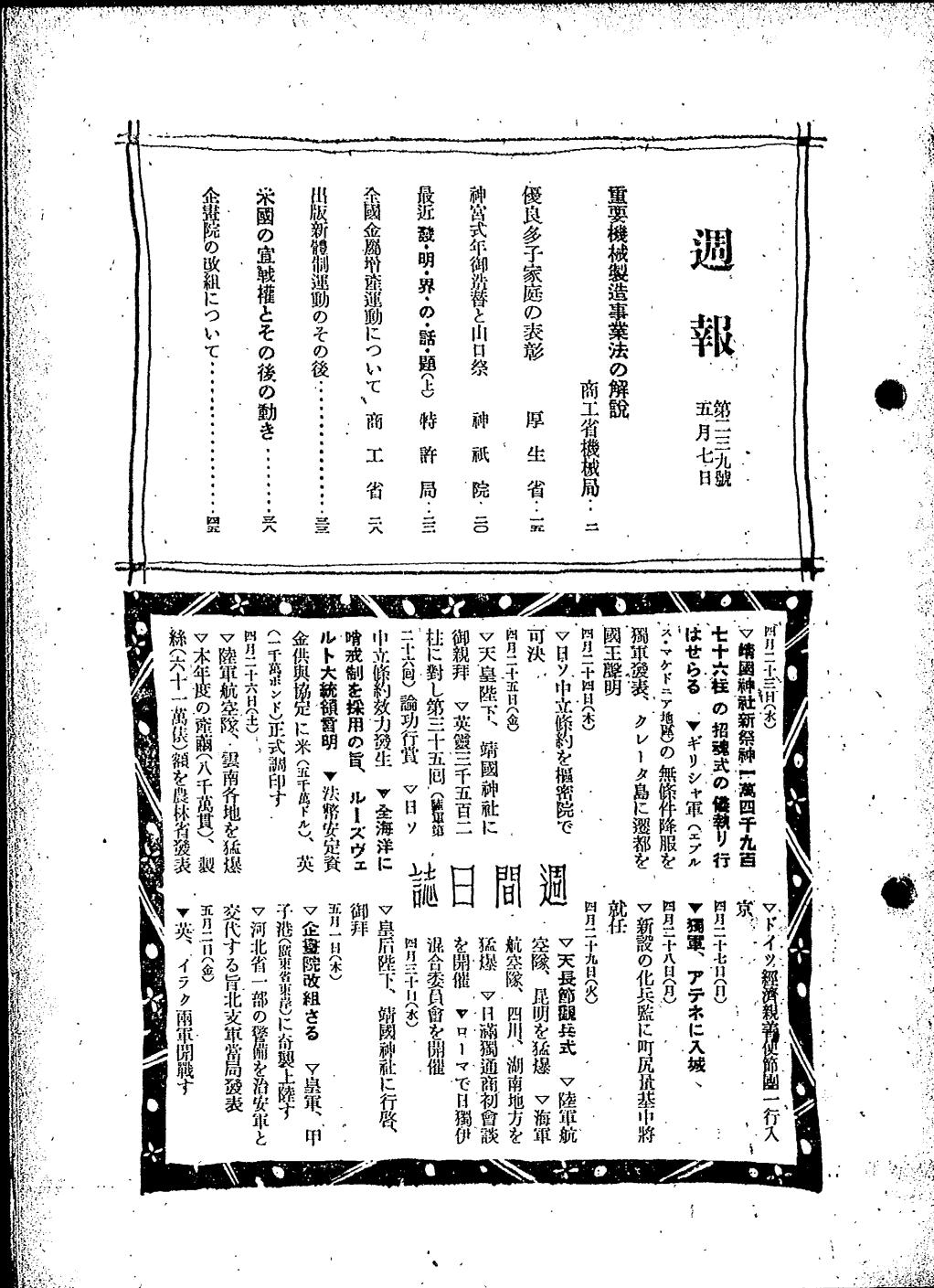
重要機械製造事業法
優良多子家庭の表彰
最近發明界の話題
全國金屬增產運動について
アメリカの動きと宣戰權



露光量違いにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影





重要機械製造事業法の解説

商工省機械局

一、機械の意義と種類

機械は常に手段として使用される。その用途によつて戦闘の手段となり生産、交通運輸の手段となる。軍の機械化が、今日の我が戦闘力を完備する上にどんなに要請されてゐるか、今さらくどくしく説く必要はあるまい。また製鐵業、礦業、電力等のいはゆる生産力擴充を推進するために機器等の圓滑な補給が決定的な意義を持つてゐることも容易に理解されることであらう。國防の整備と生産力の擴充とが第一義的に要請される現下の時局において機械の重要性

は蓋し絶対であるといつても過言ではあるまい。

もつとも機械の種類は千差萬別であつて、單に機械といつただけではその内容がはつきり判らない位であるが、これをその用途から大別すると（イ）兵器（ロ）時局關係產業用機器（ハ）その他の機械の三種に分類することができ

る。「兵器」は銃砲、彈丸、戰車、航空機、軍艦、光學兵器等が主なものである。「時局關係產業用機器」といはゆる重工業の躍進に必要な機器であつて、蒸氣罐、蒸氣タービン、内燃機關、電氣機器、化學工業機器、礦山機器、製鐵機器、鍛壓機器、ポンプ、送風機、壓縮機、起重機、工作機器等が主なるものである。また礦山機器、製鐵

機械、自動車、電氣計測器、電氣通信器、軸受、工具、精密測定器などを擧げることができる。「その他の機器」とは國民生活機器、即ち機具、醫療機器、織維工業機器、土木建築用機器のほか、自轉車、度量衡器や鋸、剪、荷車などのやうな雜機械にまで亘つてゐる。これ等の中特に本稿で問題として取扱ふのは時局關係產業用機器であつて、以下單に機械といふのはその意味であることを御諒解願ひたい。

さて機械の用途を更に細かくみてゆくと、特定の産業のみに専ら用ひられる専用機械と、あらゆる産業に共通に用ひられる汎用機械とに分れる。前者の例は洗炭機、反應塔などのやうなものであり、後者の例は電動機、ポンプ、起重機等の如きものであつて、この二者は事業經營の條件、政府の統制方針等で相違するところが少くないのである。

二、本邦機械工業の概観

わが國の機械工業が明治二十年頃に至つて漸くその盛

期に入ったことは、機械が生産の手段であり、機械工業の發達は一般産業の發達を前提とするものであることから考へて止むを得ないところだつたと考へられる。車輛、電氣機器、ポンプ、水車、工作機械等で今日著名な製造會社は、大概この時期に創立をみたのである。また礦山機器、製鐵機器、化學機器等について今日大メーカーの名を誇つてゐる諸會社も、この時期に礦山附屬の修理工場として、竊に成長を續けてゐたのである。

一般的機械工業が自由に放任されて遅々とした歩みを運んでゐる中にあつて特に造船業は國防上の必要に基づき飛躍的發達の條件に恵まれてゐた。即ち日清戰争のとき輸入船舶に依存した苦い経験に徴して政府は明治三十年に造船獎勵法、航海獎勵法を制定した。これによつて大型船舶建造事業は割期的な躍進を挙ぎ、今日我が國が世界屈指の造船國たる基礎を築いたのである。そして造船業が經營の合理化を圖るために關聯機器の生産に進出したことは、わが國の一般機械製造事業の發達上重要な意義を持つてゐる。今日の著名機械工場中車輛、電氣機器等に關する

ものを除き造船所または他種産業の修理工場として出發した経歴を有する者が少くないことは上述の事情に基づくのである。

日露戦争後は國內産業の躍進とともに機械工業も一段の躍進を示し、機械工場の新設擴張は夥しく數に上り、技術の進歩も亦見るべきものがあつた。しかしながら本邦の機械工業が確乎たる地盤を固めたのは歐洲大戦時代である。即ち好景氣に乗じて諸種の事業が起り、機械の需要が激増したにも拘らず、機械の輸入は杜絶したので、機械工業は莫大な需要に當面して設備の擴張と技術上の研究に邁進したものである。しかししながらこの時期に、各社が獨自の考察に基づいて製造技術の研磨と経験の蓄積を行ひ、他方には事業に急速に沈淪の一途を辿つて、昭和六年には最も重大な苦境に立到つた。しかしながらこの時期に、各社が獨自の考察に基づいて製造技術の研磨と経験の蓄積を行ひ、他方には事業の合理化により生産費の低減を圖つたことは、翌七年滿洲事變勃發以後における躍進の素地を固めたものといふことが出来る。かくて滿洲事變勃發後、軍需工業及び時局關係

び金屬工業を凌駕し正に全産業中第一位を占めるに至つた。この間昭和十三年に工作機械製造事業法及び造船事業法、昭和十四年に航空機製造事業法の制定を見、國防工業の樞軸となすこれ等の機械工業は自給確立の體制を備へたのである。

こゝで、ちよつと機械工業行政の跡を回顧すれば、明治初年以降昭和十年までは上記の造船關係獎勵法を除いては特別の助成法令も施行されず、たゞ關稅政策と併せて特殊の機器例へば軍用自動車、鋼球等に対する補助金の交付とが最も顯著なものであつて、機械工業の盛衰浮沈は一般經濟情勢の推移に委ねられてゐたかの觀があつた。わが國のやうな後進國が、企業として最も困難な事情を伴ふ高度機械工業を確立するためには特殊の保護政策を必要とすることは論を俟たないのであつて、時局の緊迫と共に國防上必要な自動車、工作機械、航空機等について保護助成を旨とする事業法の制定を見たのは益し適策といふべきである。今次事變にあたり戰線における國產自動車の活躍を見、米國の禁輸措置に對して工作機械國產化方策の樹立遂行の

産業の殷盛、滿洲の資源開發は機械工業の加速度的進展を誘引したのである。いま昭和四年と同十一年の機械工業指數の全産業に對する比率の上昇振りをみると、工場數において八・八%より一・三%に、生産額において八・八%より一四%に、職工數において一〇・四%より一七・六%となり、生産の絕對額は昭和六年の約五億圓に比べて昭和十一年には約一七億圓と三四倍になつた。しかしながらこれは機械工業全般についての傾向であつて、特殊の重要な機械については必ずしも樂觀すべきものではなかつた。特に自動車工業は、國防上産業上極めて重要な工業であるにも拘らず、從來海外における優勢な競争者のためにその確立を阻害されてゐるので、この狀態を放置しておくときは國際情勢の確立に邁進することとなつた。ところが今次事變以來國防の整備と生産力の擴充に對する要請はますます熾烈となり、機械工業は更に強烈な拍車の下に未曾有の躍進を遂げてゐるのである。昭和十四年にはその生産額及び職工數において紡織工業及

確信を持ち得るとき特にその感を深くするのである。しかしながらこれ等の事業法は、機械行政の一分野を占めてゐるに過ぎないのであつて、時局に入るや機械工業に對する行政措置は各種資材の配給統制に端を發して俄然廣汎且つ深刻となつた。即ち時局關係機器製造業者はその俊秀性の度合に應じて重點主義的に機種別の工業組合（日本機械製造工業組合聯合會傘下の工業組合及び新業種別工業組合）に編成され、その生産及び製品の配給はすべて工業組合の統制を受けることになり、また資金調整法、設備制限規則によつてその新設・擴張を高度國防國家建設の方向に規制されるに至つたのである。また工作機械等登録規則によつて機械の製造に使用する工作機械等は極めて詳細に政府に登録され、機械工業行政方策決定の基礎資料になると共に機械設備有效利用の見地からする動員を得つこととなつた。更に本邦機械工業を國防國家體制に再編成する主旨で「機械鍛鋼製品工業・機器鑄造」の決定實施を見るに至つたのであつて機械工業の統制は正に時局の進展とともに止るところを知らないかのやうである。

三、重要機械製造事業法

制定の趣旨

わが國機械工業發達の歴史は以上の通りであつて、滿洲事變以来の急激な發展を以てして、その後進性を脱却し得ず重要機械についてはその生産技術において、また生産能力においても、世界の最高水準に比しなほ遜色を認めるのである。特に今次事變以來の驚くべき躍進は機械の自給率を

傾度に高めたが、今なお或る種の大型機械、精密機械等については輸入に俟つ状態であつて、これ等の機種についてはわが國機械工業の缺陷を如實に見るのである。わが國の機械工業の發達を阻害して今なおその後進性の殘滓を留めしめてゐる事情はほど次のやうに考へられる。

(イ) 需要部門たる他種産業の貧弱性

鋳業、製鐵業、化學工業、液體燃料工業を含む等の貧弱なことは機械の大量需要を喚起せざ大規模機械工場の出現を促進しない。のみならず機械工業新設の自由放任は、同

種機械の製造者を溢出させて一工場當りの需要量をますます低下させ、そのため特定機械の専門工場は出現の餘地なく、各工場は各種機械の製造を兼營して危險の分散を圖り、反面において特定機械の生産に専心するを得ず、技術の進歩も遅々たるものとなつてしまふ。我が國で電氣機器、ポンプ等の汎用機械が他種の機械よりも發達してゐるのは、その汎用性の故にこれ等の製造事業が比較的継つた需要を持ち得たからである。

(ロ) 材料工業の劣弱性

機械の精密性、耐久性などはその材料に依存する所が大きい。我が國における鐵鋼、特殊鋼、鍛錆鋼等の製造事業の後進性はまた機械工業の後進性を運命づけるものである。例へば軸受、工具等の製造事業が未だに確立してゐることは、主として我が國には理想的な特殊鋼の自給が確立されてゐないことに基因する。また電力機器の重要な部品が輸入に依存することは所要の鍛造品が自給されないことがによるのである。更に自動車の大量生産を圓滑に遂行するに必要な加工適性と耐久性とを同時に有する理想的な鋼材

はなほ十分に生産出来ない等材料工業の劣弱性に関する事例は少くない。

(ハ) 工作機械工業の後進性

工作機械は機械の母であつて、精密な機械の製造には更に精密な工作機械を必要とするが、工作機械は未だに海外依存の状態を脱却してゐない。工作機械工業の發達はその需要部門である一般機械工業の發達を條件とするのであつて、相互に因果關係を有するため、これを自然に放置しておいたのではその急速な發達は所期得しない。政府が工作機械製造事業法の制定、その他各種の助成措置を講じて権力との發達を促進してゐるのはそのためである。

(二) 技術の低位

機械の設計及び加工技術は極度に科學的なものであつて、紡織工業の作業上重大な要素である「器用さ」のやうなものは機械工業ではさしたる意義をもつてゐない。機械工業における技術の低位性は、一般的には一國文化水準の低位性によるものであるが、機械技術試験研究施設の貧弱及び經營規模の小さなことに直接の原因を見出しえる。小規

模工場の氾濫は、かつて製鐵業でも見られたやうに我が國の経済力の貧困に基因する。かゝる工場では、優秀な生産設備、試験研究設備、技術者等を保有する途がなく、歐米製品を凌駕する優秀機械の生産に參加し得ないのみならず、資材有效利用の見地からも遺憾の點が少くない。勿論、或る程度の小規模工場は、下請工場、雜機械の製造工場としてその存在理由を有するが、我が國ではその數が餘りにも多く、使用職工數二十人以下の工場數は全機械工場數の九〇%以上を占めてゐる。これをアメリカの同規模工場が全機械工場の五〇%内外である状態に比べると、思ひ半ば過ぎるものがある。

以上の諸事情に對して最善の方策を講じ重要機械工業の確立を圖ることは最近のやうに急迫した世界の情勢下では、特に突擊の事柄である。即ち自動車、工作機械、航空機のやうな兵器乃至準兵器の製造業に對する法的指導助成より、一步進んで、こゝに一般重要機械製造事業についても事業法を制定し、行政措置によつてその育成指導を強化することとは刻下的の急務といはねばならない。そして事變以

來各種の統制によつて、重要機械工業に關する各般の資料は、政府に整備されており、また工業組合制度、各種戰時法令によつて戰時機械工業政策が實施されて來たので、重要機械製造事業法制定の地盤は正に完成の域に達してゐた。

かくて本法は第七十六回帝國議會で成立を見たのである。機械工業確立の目標は、第一には國防上、產業上重要な機器の國產化を圖り、その自給の體制を完成すること、第二には既に自給の域に達してゐる機械についてもその生産技術を向上させ、第三には企業經營の合理化を圖り機械工業全體の能率を昂揚することであつて、本法の規定はこれを焦點として運用されるのである。

四、主要條文の解説

本法の條文の排列を概觀すると、第一條では本法の適用を受ける重要機械及び重要機械製造事業の定義を行ひ、第二條で重要機械製造事業を許可事業とする旨を規定し、第四條以下第十一條に至る規定で許可事業者の恩典及び保護の如きものをいふ。

重要機械の組立をなす事業とは、下請業者に全部分品を製造せざるにその組立のみをなす事業である。

重要機械は、昭和十六年度から生産力擴充品目に追加され資材配給上も特別の優遇を受けることとなつたのであつて、本法の運用と相俟つて斯業の速かな確立を期し得るものと思はれる。

重要機械製造事業を許可事業とした理由

第二條 重要機械製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル重要機械製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ(第二項略)

本條は命令を以て定める規模以上の重要機械製造事業を

ついにて述べ、第十二條より第十六條の間で許可事業者に対する監督を規定してゐる。而して第十七條以下第三十三條に至る規定は公益上、軍事上または重要機械製造事業の發達を圖る必要に基づいてなし得る諸種の命令に關するものであつて、このやうな強力規定の並列は他に類例を見ないところであらう。

以下本法の骨子をなす主要條文について解説を試みよう。

本法の適用範囲

第一條 本法ニ於テ重要機械ト稱スルヘ勅令ヲ以テ定ムル機械、機械部分品(部分品ノ半成品ヲ含ム)及器具ヲ謂ヒ重要機械製造事業ト稱スルハ重要機械ノ製造又ハ組立ヲ爲ス事業ヲ謂フ

本條は本法の適用を受ける重要機械と重要機械製造事業の意義を明らかにしたものである。

重要機械の種類は勅令を以て明らかにすることとなつてゐるが、大體前掲の時局產業用機器(自動車及び工作機械を除く)と兵器とを指定することにならう。機械部分品として

許可事業とする旨の規定である。斯業を許可事業とした理由は、重要機械製造事業を確立するためには事業の濫立を防止して優秀な事業者を選び、これを合理的計畫の下に指導するとともに適當な監督を行つてその基礎を堅實ならしめる必要を認めたからである。そして命令を以て定める規模の事業については、我が國の重要な機械製造事業の確立を圖る上にさまでその重要性を認め得ないので、これに對しては許可制度を適用しないこととした。しかしながらこの種の事業は設備制限規則等によつてその濫立を防止し得るであらう。

許可事業者の受ける恩典

第四條 勅令ヲ以テ指定スル重要機械製造事業(指定重要機械製造事業)ヲ營ム重要機械製造事業者政府ノ認可ヲ受ケ

本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム指定重要機

機製造事業ニ付所得税又ハ所得ニ對スル法人税及營業税ヲ免除ス(第一項以下略)

本條は從來國產化をみなかつた重要機械を製造せんとする事業者が、一定規模以上の設備を新設し、または増設した場合これに對しその設備を以て營む事業につき一定期間免稅する旨の規定であつて、研究に多大の危險を伴ひまた巨大な生産設備を必要とするが、需要が少い或る種の重要機械例へば大型水車機、液體燃料製造用機械)についてはこれを自然の儘に放置するときはその確立を期し難いので免稅の恩典を與へて經濟上の負擔を輕減しようとするのである。

この種の重要機械製造事業に對してはなほ第五條で地方税を免除し、また第七條でその事業のため必要な機械類を輸入する場合には一定期間輸入税を免除することとしてゐる。

第八條 重要機械製造事業者ノ營ム重要機械製造事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

競争者から打撃を受けないやうに必要に應じ外國機械の輸入を制限し或ひは關稅の増徴をなし得ることとなつてゐる(第十條 第十一條)。

許可事業者に対する監督

第十四條 重要機械製造事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出デ又ハ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同じ
政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
本條は許可事業者に事業計畫を政府に提出せしめ必要あるときはその變更を命じ得る事を規定したものである。

事業計畫には設備に關する計畫、生産豫定數量、販賣豫定數量等を記載させ、これによつて政府は事業の詳細な内容を知り、指導監督上遺憾なきを期すことが出来るのであつて、許可事業者の生産分野の測定等は本條の運用によつて實現することが出来る。そして大規模の事業者は少數でありながら全國の生産額の大部分を占めるものである。

技術向上、經營合理化促進のための強制措置

第十八條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲又ハ軍事上特ニ必要アリト認ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シ重要機械又ハ其ノ部分品ニ付研究、試作其ノ他製造ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

本條は重要機械製造事業中勅令を以て指定したものが、土地を收用又は使用し得ることを規定したもので、工場を分離して建設する事が困難な機種、例へば大量生産方式を探るもの(輸受の如きも)、製品の重量が極めて大であつて運搬困難なもの(大型鉄筋機械の如きもの)、熱の有効利用を圖るべきもの(鋳工品の如きもの)等の製造事業がその新設、増設をしようとする場合に土地の取得が困難なため支障を生ずることのないやうに考へたものである。但し本法の適用は、上述のやうな事業が相當規模以上の新設、増設をする場合に限定するやう勅令を以て規定することとなつてゐる。

第四條の指定重要機械製造事業の範囲と本條の適用を受ける事業の範囲とはそれべの規定における目的が相違するのであるから必ずしも一致することとはならないのである。

なほ總ての重要機械製造事業が受け得る恩典は、第九條に規定してあるやうに商法第一九七條の制限を超えて社債の募集をなし得る事であり、一般的保護措置として海外の

本法における重要機械製造事業の発達を圖るために、は、
特殊機械について研究、試作を命ずるなど製造に關する命
令をなし、又は設備の擴張、改良、變更或ひは工場の移轉
を命ずることの必要な場合を生ずるであらう。また軍事上
の必要に基づいて以上の命令をなすべき場合も豫想され
る。工場の移轉に關する命令は國土計畫の途行、經營の合
理化等を圖る上からその必要を生ずる場合が考へられるの
で本法で特に規定を設けたのである。なほ設備の變更は設
備の更新も含むから、設備の更新に關する命令も本條によ
つてなす事が出来るのである。

第二十一条 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必
要アリト認ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シ重要機
械ノ製造、關スル技術又ハ研究ニ付他ノ重要機械製造事
業者ニ對スル協力ヲ爲シ又ハ他ノ重要機械製造事業者ヨ
リ協力ヲ受クルコトヲ命ズルコトヲ得
重要機械の製造技術の向上を圖るために、は重要機械製
造事業者をして互に協力し技術者の貸與、研究の成果の提供
等をなさしめる必要を見ることが少くないであらう。そこ
のみならず賃借、寄託等により所持する者に對しても直接
命令をなし得る。見本機械、圖面中特許明または登録實
用新案に係るものについて利用に關する命令を行ふと、特
許権等について實施権を設定させこととなるが、實施権
の設定に關する命令は、特許権に關する一般的規定に譲る
のが適當なので本法ではこのやうなものについては命令し
得ないこととしたのである。

第二十六條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必

要アリト認ムルトキハ重要機械ノ製造ニ必要ナル機械又
ハ器具ヲ所有シ又ハ所持スル者ニ對シ其ノ譲渡又ハ賃貸
ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ重要機械製造事業者ト協議ヲ
爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得(第二項略)
重要機械製造事業の發達を圖るために、は重要機械の製
造に使用する高級精密な機械及び器具を重要機械製造事業
者に供給する必要があるからこのやうな機械または器具
を所有し又は所持して有りながらこれを有效地に利用してゐ
ない者に對し、これを重要機械製造事業者に譲渡または賃貸
するため協議を行ふことを命じ得ることとしたのである。

で本條で政府が重要機械製造事業者に對し協力をなし又は
協力を受けるべきことを命じ得る事を規定したのである。
そして協力を受けるべきことを命じる規定を設けたのは國
家的見地からするときは協力を受けさせる必要が明らかな
ときでも協力を受ける側で採算上その他の考慮から協力
を受けない場合があるのであらう。

第二十三條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必
要アリト認ムルトキハ重要機械ノ製造ニ必要ナル見本機
械若ハ圖面ヲ所有シ若ハ所持スル者ニ對シ重要機械製
造事業者ニ之ヲ利用セシメ又ハ重要機械製造事業者ニ對シ
之ヲ利用スルコトヲ命ズルコトヲ得但シ特許又ハ登録實
用新案ニ係ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
重要機械の國產化その他製造技術の向上を圖るために、
わが國で未だ製造可能の域に達しない機器の見本機械また
は圖面を許可事業者に利用させる必要があるので、本條で
その利用に關する命令をなし得る事を規定した。本條の命
令は輸入品、公立試驗所、化學工業者等廣く機械業者以外
に對してもなし得るものである。また見本機械等の所有者

先般施行した工作機械等登録規則は本條の運用について有
効な資料と提供することとならう。なほ本條の命令を重
要機械製造事業者以外の者に對しても行ひ得ることは第二
十三條の場合と同様である。

第三十條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要 アリト認ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シ其ノ供給 ヲ受クル部分品ノ種類若ハ數量又ハ供給者ニ付必要ナル 命令ヲ爲スコトヲ得

重要機械製造事業の發達を圖るために、は部分品の製造、
供給について下請工場を活用すると共に、親工場と下請工
場との間に専屬關係を確立する必要があるので、本條によ
つて政府が許可事業者に對し下請發註をなすべき部分品
の種類を指定したり、下請發註量を一定量増加させたり、
また特定の下請工場に對し部分品の發註をなさせる等のこ
とが出来るやうにしたのである。

第三十三條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ重要機械製造事 業者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備ノ償却ヲ爲スベキコト ヲ命ジ又ハ試驗若ハ研究ノ目的其ノ他命令ヲ以テ定ムル

目的コモツル爲特別ノ積立金ノ積立ヲ命ズルコトヲ得
機械工業は不況時の打撃を最も深刻に受ける事業であつて、好況時に經營の基礎を堅實にして置く必要が特に大きいので、本條により償却命令をなし得ることとした。

また重要機械製造事業の急速な發達を圖るために研究施設を充實すると共に、研究の規模を事業収益の増減によつて伸縮せず、これを恒常的計畫の下に繼續させる必要があるので、本條によつて試験、研究に充てる積立金の積立を命じ得るやうにしたのである。

なほ本法の許可限度以下の規模を以て、重要機械製造事業を營む者に對しては、本法の規定を一部準用して必要ある場合には機械工業の一元的統制を徹底し得るやうに考慮してある(第二十六條)。

また経過的措置として本法施行の日に現に許可を受くべき事業を營んでゐる者に對して本法の許可を受けない場合でも、一定の期間現状の範囲内で事業を繼續することを認めてゐる。

五、結語

本法の運用に當つては事業者の團體と緊密な連絡をとり、本法の所期する所となるべく自治的に實現させるやうに指導する方針である。即ち經濟新體制機構としての機械統制會は近く誕生する見込であるが、本法に基づく申請書、届書等はなるべくこの統制會を經由させその際統制會の意見を添附させることとし、また各種の命令規定も發動前に一應統制會長をして同趣旨の指令を發せしめ、それで目的を達成し得ない場合に始めて傳家の寶刀を抜くといふ心組を以て運用に當るやうにしたいと考へてゐる。重要機械工業の確立を圖るために機械工業に從事してゐる者は勿論、各種の試験、研究機關及び機械の需要者である他種産業の經營者等の理解ある協力が必要であつて、官民一致の熱誠な努力によつて始めて本法所期の目的は達成されるものと考へる。

優良多子家庭の表彰について

厚生省社會局

我が國人口の消長
國家民族の隆替が、その國の人口の消長に起因する所が大きいことは、古ヘのギリシャ、ローマの興亡はもとより、近世國家の隆替も亦この事實を明らかに物語つてゐるのであって、こゝに改めて論ずるものもない。

翻つて、わが國の人口の消長をみると、上古には大約四百萬(八皇第三十二代豊後天皇二年即ち紀元二二四九年における聖德太子傳記によれば三、九

三、一五一人)中世には約一千八百萬(天正年間即ち紀元三三三年一一二四年における吉田東伍の雜新史八講による)、降つて近世には約二千六、七百萬(享保十一年即ち紀元三三八年及び弘化三年即ち紀元三五〇六年における吹鹿錄による)と增加し、最近では内地だけでも約七千三百萬(昭和十五年十月一日現在國勢調査人口七三、一四、三〇八)に達してゐるのであつて、これ

は偏へにわが國民の優秀な素質の賜ものであり、隆々たるわが大和民

のとして大いなる感激と誇りとを禁じ得ない。

而して今やわが民族は大東亜共榮の國の確立に邁進しつゝあり、これがためには、國民各自がいよいよその矜持を高めると共に責任の重大なことを自覺して、更に一段と飛躍的發展を遂げねばならない。従つて、わが國は今後ますます多數の、しかも優秀な人材を必要とするのであつて、多數の子孫を儲け、その保

護育成に遺憾なきを期し以て優秀な人材の涵養に努めることは、國民としてまた國家としての重大な責務であるといはなければならない。

人口の増強に關しては、政府でも先に人口問題研究所を開設して諸般の事項に涉つて研究調査を重ね、また本年一月二十二日、閣議において人口政策確立要綱を決定したが、さらに進んで、その具體的な方法を實現する歩みを着々進めてゐるのであつて、一般國民もこの間の事情をよく考へ、この問題の重要性を深く認識して、いやしくも妊娠忌避等のやうな萎靡退廃した思想に陥ることなく、積極的に人口の増強に資すべく、雄渾にして發展的な氣宇を以てこの問題の解決に協力されんことを切望してやまない。

多子家庭表彰の理由

以上の事態と要請から厚生省では、昭和十五年十一月三日明治節の佳辰に當つて、新たに全國の優良多子家庭一萬六百二十二の表彰を行つたが、なほ十六年度にも前年度同様一方途とすると共に、國家有為の人材の育成を圖り且つ多産の奨励に資さうとしてゐるのである。

昭和十五年度に初めて實施された優良多子家庭の表彰は、敍上の動機に基づいてなされたのであるが、なほその趣旨について、少し詳しく説明しよう。

まづ、右表彰要項の趣旨には「堅実」としてゐるのである。これが、しかもこれをよく育成することが、たゞ單に差當つての時局の急需に應ずる所以だけでなく、永遠に生成發展すべき我が國家と民族の表徴として、まことに一般の龜トナスニ足ルモトス」とあるのは、あつて、更に「殊ニ多數ノ子女ヲ擁する所以ナリ」と記してある。即ち、我が國では古來國民生活の根幹は家庭に在り、子女を健全に育成することがたゞにこの家の基礎を強固にするばかりでなく、國本の培養に寄與する所以であることを示してゐるのである。

多子を儲け、しかもこれをよく育成することが、たゞ單に差當つての時局の急需に應ずる所以だけでなく、永遠に生成發展すべき我が國家と民族の表徴として、まことに一般の龜トナスニ足ルモトス」とあるのは、あつて、更に「殊ニ多數ノ子女ヲ擁する所以ナリ」と記してある。即ち、我が國では古來國民生活の根幹は家庭に在り、子女を健全に育成することがたゞにこの家の基礎を強固にするばかりでなく、國本の培養に寄與する所以であることを示してゐるのである。

シ以テ兒童保護精神ソ昂揚ヲ圖リ家族制度ノ確保ト國運ノ隆昌ニ資セントス」と結んであるが、これ等の家庭を表彰すると同時に、一般の多産獎勵に資し以て、國運の悠久なる發展隆昌を致さうとする國家及び民族の要請と動向とを現はしたのである。以上のお趣旨は、固より昭和十六年度の優良多子家庭の表彰に當つても違はない。

表彰される條件

次に右の優良多子家庭の表彰條件に關しては、昭和十六年度にも前年度同様左のやうに定められてゐる。

「被表彰者ハ左ノ各號ニ該當シ他ノ機能トスルニ足ル家庭ノ父母トス但シ父又ハ母ナキトキハ其ノ現ニアル一方トス」

1 父母ヲ同ジウスル滿六歲以上ノ嫡出ノ子女十人以上ヲ自ラ育成シタルコト
2 子女（六歲未滿ノ子女ヲモ含ム以下之ニ同ジ）中死亡シタル者無キコト但シ戰役事變ニ因リ又ハ天災地變等避クベカラザル事由ニ因リ死亡シタル者ハ之ヲ生存者ト看做スコト

3 子女ハ何レモ身心共ニ健全ナニ因リ健全ナラザルニ至リタル者ハ之ヲ健全ナル者ト看做スコト
4 父母及子女ハ何レモ性行善良天災地變等避クベカラザル事由ニシテ其ノ家庭堅實ナルコト

以上の四つの條件中1及び2に規定されてゐる父母を同じくすこと

第一回表彰の結果

十五年度には、五月三十一日現在で

全國各市町村において該當家庭を調査し、更に各道府縣で審査して道府縣知事より内申されたものについて慎重審議の結果、一萬六百二十二の家庭を選定して、十一月三日明治節の佳辰を以て、全國道府縣廳で厚生大臣の表彰狀と記念品とを各道府縣知事を通じて傳達したのである。

選定された優良多子家庭をみると、先づこれらの多子家庭は都市に多く地方の町村に多く、殊に農家が全表彰家庭の六割五分以上を占め、我が國では農村がいはゆる人口の重要な貯水池であることを示してゐる。次に家庭の経済状態別にみると、中流家庭が最も多く六割五分に近く、次が中流以下の家庭、最も少いのは上流家庭である。また、母の第一子分娩時年齢は二十歳以上二

十五歳未満のもの約半數を占め、十五歳以上二十歳未満のもの四割七分強を占めてゐる。即ち、いはゆる適齡期婚姻の奨励が人口増強の一方法として重要なことを物語つてゐる。

育英費補給を実施

優良多子家庭

子女育英費補給要綱

以上、昭和十五年度に実施した後良多子家庭の表彰の結果を顧みると、多子家庭で最も懶惰とするものは子家の教育費の問題である。従つてが、厚生省では、差當り優良多子家庭の保護手当支給の如き一般的な保護制度は勿論考慮されねばならぬが、厚生省では、差當り優良多子家庭の子女の育英を実施することとし、厚生大臣の表彰を受けた優良多子家庭の子女中、資力の關係上中等少い者は上流家庭である。また、母の第一子分娩時年齢は二十歳以上二

第一 厚生大臣の表彰ヲ受ケタル優良多子家庭ノ子女ニシテ左ノ各號ニ該當スルトキハ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ修學ニ必要ナル學資ノ全額又ハ一部ノ補給ヲ爲スコトヲ得シテ其ノ家庭ニ於テ養育セラル者ナルコト

二 評定ヲ受ケタル父母ノ子女ニシテ其ノ家庭ニ於テ養育セラル者ナルコト

三 已ニ履修シタル最近三年間ニ於ケル學業成績及性行ニ關スル

四 身體検査書

五 家族調書

に付二六・七に低下するに至つてゐるのである。他面、乳幼兒の死亡率などは依然として高率であつて、列強中最高峰を示してゐる状態である。

従つて、この際一方では積極的に出生の増加を圖ると共に、他面、各般の対策を講じて母性鼓励に乳幼兒の保護に専念を期さなければならない。

しかしながら、この問題の根本的解決は、究局するところ國民の雄渾にして積極的な精神の振作によらねばならない。即ち人口政策確立要綱中にも譲はれてゐるやうに、個人主義的世界觀を排して、家と民族を基礎とする世界觀の確立徹底を圖ることが肝要であつて、この際一般國民においては民族問題に關する關心をいよいよ高めるとともに、その認識をますます深められんことを望んでやまない。

一 教育ヲ受ケルコト困難ナル者ナルコト
二 職業訓練ノ受取者ナルコト
三 他ノ施設ニ依リ學資ノ補給ヲ受ケタル者ナルコト
四 身體強健、性行善良ニシテ其志操堅實ナル者ナルコト
五 學力優秀ニシテ將來成業ノ見込アル者ナルコト

第一 索給額ハ中學校、高等女學校、師範學校、實業學校及之等ニ準ズルモノニ在學スル者ニアリテハ一人年額三百圓以内、高等學校、專門學校、大學及之等ニ準ズルモノニ在學スル者ニ在リテハ一人年額五百圓以内ナルコト
第三 學資ノ索給ヲ受ケントスル者ハ四月二十日迄ニ左ノ書類ヲ具シ市(區)町村長ヲ經由シ地方長官ニ之ヲ提出スルコト

昭和十三年には遂に出生率は人口千

頭初に述べたやうに、我が國の人口は飛躍的發展を遂げてきだが、皇國の使命達成上今後一段とこれが増強を圖るの要緊切なるものがある。しかしに、我が國最近の人口消長の現象には決して樂觀を許さないものがある。これを出生率についてみれば、大正九年人口千に付三六・二を最高とし、爾來漸減の傾向にあり、

高めるとともに、その認識をますます深められんことを望んでやまない。

神宮式年御造替と山口祭

年毎に行はれることと定めてゐる。

神祇院

まことに直接國家の手によつて行はれ

てゐることである。御造營の事務を

畏くも伊勢の神宮では、式年御造替の制に基づき、紀元二千六百一年を迎へた本年から昭和二十四年度式年御造替が開始されることとなつたので、これに伴うて風震る五月一日、神宮宮城内でその最初の祭儀たる山口祭が嚴かに執り行はれた。この機會に神宮式年御造替と山口祭等について大略述べてみよう。

そもそも神祇奉齋の道は清淨純潔

を以て根本としてゐるので、特に神

宮においては一定の年限において、

御社殿を御造營し御裝束、神寶を調

進し、舊殿から新殿にお遷し申上げてゐる。これを式年遷宮、世に正遷宮とも稱し、國家最大の重儀の一と、年と定められてゐるが、接するにこゝれは、葦葺、獨立柱の御建築の様式においては神宮の尊嚴を維持するに必要な年限であるといふことを多年の経験に基づいて考へ定めらるるに至つたものと察される。又この年数の算へ方については、古今多少の相違があるが、今日では前遷宮から満二十

年以降は大體木曾山を以て御柚山に定められる慣例となつてゐる。但し御造營用材中最も神聖な心御柱の御料材は、今も昔の如く皇大神宮は神路山、豐受大神宮は高倉山から奉採するので、この兩山は不變の御柚山として、山口祭はその山口に當る兩宮の宮城附近においてそれ／＼嚴修される。

遷宮の御儀に關して最初に行はれる定を仰ぎ奉り、他は内務大臣が決定することになつてゐるが、山口祭は遷宮の御儀に關して最初に行はれる嚴儀であるので古へから日時を宣下せられ、特に重んぜられて來た。

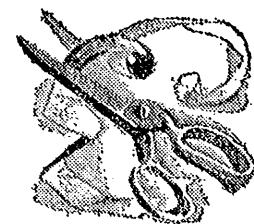
山口祭といふのは御柚山の山口に坐す神を祀り伐木の安全を祈る御儀である。御柚山は御造營の用材を伐り出す御山をいふのであるが、往昔は皇大神宮は御宮城地の神路山を、豐受大神宮は同じく高倉山を以てあ

てられた。爾來幾多の變遷を経て近世以降は大體木曾山を以て御柚山に定められる慣例となつてゐる。

但し御造營用材中最も神聖な心御柱の御料材は、今も昔の如く皇大神宮は神路山、豐受大神宮は高倉山から奉採するので、この兩山は不變の御柚山として、山口祭はその山口に當る兩宮の宮城附近においてそれ／＼嚴修される。

その次第はまず造神官使以下神宮大宮司等各正官奉拜の後、五丈殿に着座して古式のまゝに山口祭禮膳の儀が行はれ、引續き齋庭において若松の唐模様を招つた半尻や柏姿の物忌童男・童女等も奉仕して、祭儀が嚴かに執り進められるのである。

次いでその夜の淨闘の裡に、最も



最近發明界の話題 (上)

(上)

いふ迄もなく
近代戦は國家總
力戦である。

特許局

開戦後半歳の
消費は過去七ヶ
年の準備に匹敵

發明界のトピック

しかも現在のやうに世界各國が地域的に孤立して、いはゆるブロックを形成してしまふと、一國の利用し得る資源にも制限があり、勞働力その他他の關係から生産設備も無制限の擴充是不可能であり、こゝに不足資源はその代替を考へなければならず、生産力は質的向上によつて補はなければならなくなる。

このやうにして一國の科學技術陣は、一層の割期的振興を要求されてくるのであつて、最近我が國でも發明者案の振興が喧しく論ぜられるやうになつたのもこのためである。それでは世界の發明界は、今どんな趨勢にあるだらうか。

第一表は昭和十三年度の特許(實用新案を含む)出願件數と登録

件數を示したものである。昭和十三年以降は今次歐洲動亂のため、詳細な數値を知ることは出来ないが、この表でみても、ドイツが戦前すでに如何に多くの特許出願件數をもつてゐたか、そして英佛の特許出願件數が如何に貧弱であつたかが分る。勿論

これが出来るものである。ドイツの華々しい戰勝の跡、英佛の敗退の跡、そして獨、英、佛等の特許出願件數等の間に何の關聯もないものではあるまい。一國の發明界振作の必要はこれによつても明らかである。

それでは我が國の發明界はどうであらうか。我が國も昭和十一年度に

登録件數	出願件數	登録件數	出願件數	特許出願件數		登録件數	出願件數
				新規	改良		
瑞西	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
カナダ	200	200	200	200	200	200	200
佛蘭西	100	100	100	100	100	100	100
イギリス	100	100	100	100	100	100	100
アメリカ	100	100	100	100	100	100	100
日本	100	100	100	100	100	100	100
獨逸	100	100	100	100	100	100	100
米國	100	100	100	100	100	100	100
英國	100	100	100	100	100	100	100
オーストリア	100	100	100	100	100	100	100
瑞西	100	100	100	100	100	100	100
セイ	100	100	100	100	100	100	100

件數だけ
も考慮に
入れて論ぜ
るべきも
のである。第
一表

第一表は昭和十三年度の特許(實用新案を含む)出願件數と登録

件數だけ
でも一つの
目度とする

はドイツに次いで世界第二位の特許出願件数をもつてゐたのであるが、

支那事變勃發と共に産業界の編成替へその他の影響を受けて、一時的に減少を見たが最近再び活況を呈し、增加の傾向を辿りはじめたことは邦家のために慶祝すべきことである。

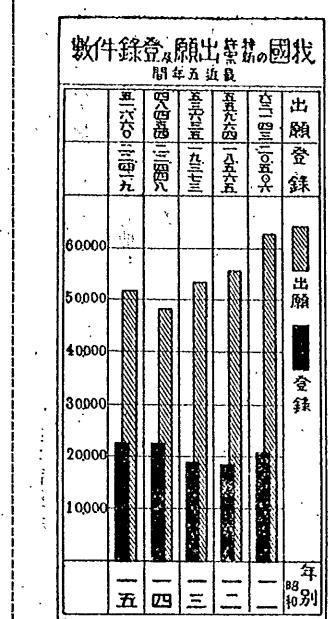
(第一表参照)しかし、我々はこの現状で満足してはならない。より多くより素晴らしい發明、考案があります。

海水利用工業とは、海水の中に含まれる元素を回収するもので、地球上に存在する多くの礦物資源は雨水に洗はれ、河川を通じて海洋に流入していく。海水は周知の通り、地球の創生以来何億年といふ長い年月の間、地表を取りまいて存在するもので、地中に存在する元素の數は三十六種に及ぶといはれ、吾々のよく知つてゐる食鹽をはじめ、鹽化マグネシウム、硫酸加里、鹽化加里、炭酸カルシウム、臭化加里、或ひは極めて微量ではあるが、金銀ワナジウム、ウラニウム等も含まれてゐるといはれてゐる。ではなぜ從來これ等の有

ます盛んに行はれた戦時下日本の生産力擴充に、不足資源の確保に力強く基礎を與へなければならない。

以下、我が國發明界の目星しいトピック二、三を拾ひ上げて、簡単な解説を加へよう。

海水利用工業の話



用資源の回収が企圖されなかつたかといふと、海水の大部を占めてゐる水分を除去するのに燃料その他を用ひることは經濟的に許されず、また海水の中に含まれてゐる礦物資源も輸入その他によつて比較的安價に、しかも容易に入手できる關係から、海水の中からこれ等の資源を回収することとは結局經濟的に成立しなかつたがらであつて、専ら太陽熱を利用して海水の中から水分を除いて食鹽だけを得る、いはゆる鹽田法が行はれて來たのである。

ところが、今日のやうに世界がブロック別に孤立してゐると、どうしても一國に必要な資材は自國で供給すればならなくなり、そこで海水中の海水をボイラーオンに入れて加熱するのであるが、その前に海水中にシウム鹽等を化學處理によつて除去して、金屬マグネシウム、カルシウム等の原料を供給すると、海水利用工業が嘗しく論ぜられるやうになつた。

鈴木博士の提案の海水利用工業は大略次の方法で行はれる。

まず海水をボイラーオンに入れて加熱するのであるが、その前に海水中に含まれてゐるカルシウム鹽、マグネシウム等を化學處理によつて除去する。

一方タービンから排出される低溫水素ガスは、化學工業に必要な水素ガス、鹽素ガス等を供給するが、水素ガス、鹽素ガスは化合水素添加用に利用することができ、鹽素は硝酸、毒ガス原料を製造する鹽素工業に、水素ガスは石油、油脂等の

ロセス・スチームとして利用される。

この方法では海水中の大部分を占める水分を除くために石炭を用ひて加熱するが、これに要する熱エネルギーの大部分は電力の形で回収され、残餘のエネルギーはプロセス・ス

チームとして利用され、直接得られる活性薬物、鹽素、水素、金属マグ

ネシウム等はさらに多くの化學工業に利用され、さらに加里、臭素、硫

酸、金、銀その他貴金属まで回収される。

海水を利用して工業的に資源を回収する方法はその他のいろいろ考へられやうが、問題は如何にしてこれに經濟的根據を與へるかにある。世界の經濟的ブロック化はますます強化されて行く傾向にあるから、無盡蔵

の海水を利用するこの工業は、今後我が國にとつてます／＼重要な役割を演ずるものとして重視しなければならない。

最近の物資不足は各方面に現はれてゐるが、特に金属の不足は甚だしい。

この金属不足を補ふものとして各種の金属材料の代用品が考へられきたが、その大部分は一次的資材を二次的資材で置き換へるか、或ひは金属部分を非金属材料で置き換へることを發見して、高力陶器を完成

したのであるが、その强度は極めて高く、鐵の代用品として、或ひは鐵管、プレート、その他各種の金属外

的の代用品はまことに少いやうである。ところが茲に述べる高力陶器の役目を果すと同時に、高力陶器が

は、陶器と合成樹脂等の非金属材料とから作るものではあるが、その性質は十分に金属の性質を具有してゐるばかりでなく、從來の金属では望

むことの出来なかつた獨特の性質をもつてをり、金属材料の本格的代用品として十分注目すべきものである。

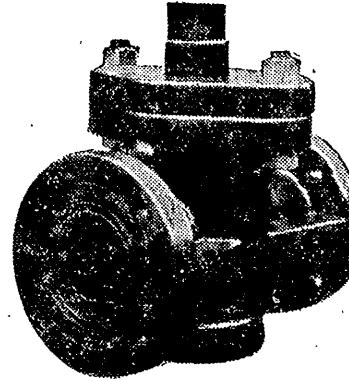
元來陶器はこはれ易いものと考へられてゐるが、速水永夫博士は、陶器に合成樹脂の初期縮合物を含浸させると、陶器の硬度が極めて高くなることを發見して、高力陶器を完成

したのであるが、その强度は極めて高く、鐵の代用品として立派に金属代用

管、プレート、その他の各種の金属外

的の代用品等として立派に金属代用

の役目を果すと同時に、高力陶器が



非金属材料より成る關係で、锈る處れがなく、従つて耐酸、耐アルカリ性が高いので、酸、アルカリに接觸する容器、ポンプ、バルブ等に利用

よる加工が可能であるから、陶磁器では望み得ない細い加工ができる。それだけ廣い應用範囲をもつてゐる。

速水博士は工場内のお稻荷さんにお詣りしたとき、燈明用の古い陶器に油が浸潤して硬化し

てゐるのを見て、この發明を完成する動機を得たと述べてゐる

が、深長な觀察力が如何に重要なる發明を興す大切な要素となる

かが分るのである。

同博士は、その後セメント、石膏等の製造品に人造樹脂を含浸硬化させて作る高力セメント製品を、或ひは陶器にゴムを含浸させた後に加硫する方法、溶融金属を含浸させる方法等の發明を完成してそれ／＼

TOKYO GAZETTE

擴大強化増頁第一號

週報の英文版「東京力

セット」五月號を見よ

主なる内容

一、泰拂印國境紛争の歴史とその解決

二、前戦勇士の文藝思潮作品

三、國立學校的新教科書

上級一部十五錢、一ヶ年鑄約九

管、下級一部十四錢、一ヶ年鑄約八

ヶ年鑄約七錢、(送付料共)銀一錢

東京市税局(送付料共)銀一錢

申込所
東京市税局(送付料共)銀一錢



全國金屬増産運動について

商 工 省

ちの日常生活は金屬と密接な關係を持つてゐる。しかし、こゝで最も重要なことは、帝國未會有の難局に對處して、いかにして完全に軍需を充足して高度國防國家を建設すべきかといふことをあります。

金屬の重要性

今回政府は、四圍の國際情勢の必要から廣く全國的に金屬増産運動を起すことになり、五月一日から七月三十一日までを「全國金屬増産調期間」と定め、企畫院、商工省、厚生省の共同主催で金屬鑛物(硫黃、硫化鐵等を含む)の増産に一段と拍車をかけることになり、目下實施中です。

私たちの周囲を見廻すと、鐵瓶やナイフやフォークのやうな飲食用器具、その他の家庭用具、建築用附屬金具、さてはハンドバッグ、時計のやうな身廻品や、置物のやうな裝飾品に至るまで、すべて金屬でつくられており、私た

とであります。

一口に金屬といつても、金、銅、鐵、鉛、亞鉛、錫、水銀、アンチモン、マンガン、タンクスチン、モリブデン、ニッケル、クロームなど、種類は種々雑多であり、用途も廣いのです。鐵の重要なことはいはずもな、銅は電線や真鍮となつていろいろの兵器部分、例へば薬莢をつくる資材となり、鉛は弾丸や蓄電池に、亞鉛は銅との合金として真鍮をつくるに不可缺のものであり、錫は鍍金用のほか戰車、自動車、トラック等の軸受合金用に消費される分量も相當多く、なほ水銀は雷管用として、アンチモンは榴散

彈製造、蓄電池用等として、マンガンは製鐵製鋼用としていづれも緊要缺くことのできないものであり、またタンクステン、モリブデン、ニッケル等が特殊鋼の原料として諸種の兵器機具に缺くことの出来ないものであることは、ここにあらためて述べるまでもありません。

これらは金屬が直接軍事に使用されるほんの一例に過ぎませんが、その他送電線或ひは種々の機械器具となり、生産力の原動力となるのであります。

こゝでは非強調しておきたい點は、金の重要性であります。最近における諸般の情勢の變化から巷間往々にして金の重要性がいくらかでも減退したかのやうな議論をする者がないでもないのですが、これは全然誤りであつて、わが國が今後大東亜共榮圏の確立を達成するためには、國際經濟戦の武器であり、圓系通貨政策の基礎である金的重要性がいよいよ増大する一方であることは申すまでもないところであります。

要するに、これ等の金屬を地下から採取する鑛業は、諸工業の基礎産業として、國防上、產業上極めて重要な位置

を占めてゐることは今更いふまでもありません。近代の戦争は機械化戦でありまして、戦場で消耗する物資は莫大な數量に上るのであります。

資材を豊富にするには

一方において極めて大規模な戦争を續けながら、他方を必要とする物資を十分に補給することは容易なことではありません。軍需資材を豊富迅速に供給するためには、或ひは一般消費を節約し、使用を禁止または制限し、或ひは資源を回収し、或ひは輸入を増加する等、いろいろの方策を講じてゐるのですが、既存物資といふものの僅きう豊富にあるわけではなく、自ら限度があるのであります。では輸入の方法はどうかといふと、現に我が國は、需要の多くを從來海外から輸入して貯つてゐたのですが、それが御承知のやうに英米系諸國が昭和十四年八月以来、銅、鉛、亞鉛、錫、水銀、ニッケル等の對日輸出を相ついで禁止または制限するやうになりましたので、これらの諸國からの輸入の途は杜絶したのであります。

かかる國際情勢に直面しつゝなほ目つ急増する軍需の充

足を完璧にするためには、何をおいても國內生産を豊富にする以外に途はないのであります。今や我が國は日滿支を根幹として大東亞共榮圈内の自主的經濟の確立を圖らうとしてをりますが、金屬鑛業については、二三の特殊なもの除いては、まづ重點を日本においてその増産を圖らねばならないのであります。我が國が東亞共榮圈の指導者として自給自足經濟の確立を達成しようとするとき、わが國の鑛業の使命は眞に重大なものがあるのであります。そこで、國內地下資源を徹底的に開發し生産の飛躍的増加を図ることは絶対に遂行しなければならない大事業であります。わが國の鑛物貯存の状況をみますと、幸ひに全國に相當多種多量の未開発の資源があることが認められるのであります。

あります。

從來でも、政府は鑛業に對して決して無関心であつたわけではありません。一方、鑛業法規を整備し、各種獎勵金の交付、技術職員の養成、特殊國策會社の設立、資材の優

先的配給、勞務者の轉旅等に努めると共に、他方、休眠鑛

區の積極的開發、低品位鑛の處理、中小鑛山の現地指導に當る等、種々の助長獎勵方策を講じてきました。その結果生産額は着々實績を挙げてゐるのでですが、まだ必ずしも十分とは言へない實情であります。その原因は、いろいろあると思ひますが、資金、資材等の出廻りが圓滑を缺くことにもよりますが、何といつても労働力の不足が相當大きくな原因をなしてゐると思ひます。現下產業界一般の狀況を眺めますと、支那事變以來產業界全般が異常な活況を呈するに従つて、勞務の需給は逼迫して、各鑛山では勞務者の補充に非常な困難を感じるとともに、移動頻發して、また一面未熟練鑛夫の增加に伴ふ能率の低下に悩まされて來たのであります。

絶對必要な移動防止

そこで政府は、勞務動員計畫を立て、労働力の需給を調整するとともに、國家總動員法に基づいて移動防止令や青少年雇入制限令を制定して、移動を防止し、不要不急方

面の需要を抑制し、また各種の社會立法を制定して労働條件の改善、鑛夫待遇の途を講ずるなど、極力その對策を實施したのでありますが、依然として勞務の問題は解決されず、特に近時著るしい現象として鑛夫の移動が頻發し、今にして有效適切な方策を施さなければ、眞に憂るべき事態を惹起するかも知らない状態にあるのであります。そこで、新規労働力の吸收に、移動の防止に關係官廳は緊密な連絡をとつて極力對策に腐心してゐたのであります。

今日でもなほ鑛山生活は甚だ危険だ、有害だなどと誤解する者が多いとすれば、これは山々しい問題であります。その原因の多くは鑛山に對する認識の不足から來てゐるものと思はれます。鑛山は一昔前に比べて、面目を一新し、灾害の防止、危険の豫防については萬全を期し、格段の進歩發達をみてをり、正に隔世の感がありますし、鑛山監督局は法規に基づいて嚴重な監督を加へつゝあります。

若し假りにかゞる誤解が新規労働力の吸收を阻害してゐ

最も多い課題であります。

出版新體制運動のその後

出版新體制運動が昨年十二月の社團法
人日本出版文化協會の創立によつて發足
したことは既報(週報一月)の通りである
が、その後出版新體制運動はどうなつて
ゐるか。表面に華々しい形となつて現は
れてこそゐないが、協會は活動を前に
地味な、しかし堅實な準備を着々と進め
てゐるのである。

それだけにこれを運営する人的機構の整備にも慎重を期した。舊冬の發會當時は會長と理事二名が任命されたに過ぎなかつたが、今日では會長　鷹司信輔公、專務理事　飯島鑑司博士、常務理事（文化局長）　松木潤一郎博士（同業務局長）　田中四郎、理事　倉橋藤造郎、荒川實、奈良靜馬、江草四郎、波多野貞夫博士、高田保馬、博士、監事　石川武美、目黒四郎、赤尾好夫、顧問德川義親侯、姉崎正治博士、高島菊次郎、河田嗣郎博士、文化委員三十二名、業務委員二十三名

評議員三十四名の決定を見、人的機構は

始し、一月十五日の第一回理會を開き、協會諸規定に十數回の理會を開き、協會の創立に關する事項など重要事項を審議して來た。

田駿河鑑二の三に事務所をおき活動を開催するに當り、出版の統制の方法、日本出版配給株式會社の創立に關する事項など重要事項を審議して來た。

これに基づいて業務局は先づ入會規程を決定し、舊日本雜誌協會、舊日本出版協會、舊中等教科書協會の會員に對して入會案内を發した。これに對し三三三名（四月十二日現在）の入會申込みがあつた。

鎌山としては、新規労働力の吸收、移動の防止、作業能率の向上は正に喫緊の要務でありまして、企業者としてもこゝに並々ならぬ苦心があり、政府としてもなほざりに出でる所以であります。これが今回政府が全國金屬増産運動を提倡し、しかも労務対策がその主要な内容としてゐる所以であります。こゝに大日本産業報國會、日本金属鑄業聯合會等の關係團體の援助を求め、官民一致協力して、日本精神を昂揚し、鎌業報國精神を普及徹底し、以て労働力の補充と能率の増進に努め、金屬増産に全力を傾注しつゝあるのであります。この際最も大切なことは、全山否全國の鎌山從業員が一致團結して、人と物とが有機的・一體となつて、最高度の能率を發揮することであり、全國民が時局認識に徹し、大義に則り、皇道に歸一してこれに協力することであります。このときに當り最も鎌山從業員の皆さんに望みたいことは、産業戰士としての誇りを高く持つとともに、自己の職責をはつきり自覺することであり

寫眞週報

(五月七日發行)

ます。一般國民の皆さんも本運動の趣旨を克く理解され
これに十分の援助を與へられ、以て本運動をして立派な成
績を擧げるやう協力をお願ひ致します。

3

つたが、入會承認には慎重を期し、情

報局及び理事よりなる小委員会において
申込者の経歴、既往の出版成績等を審査

した上適當と認める者の入會だけを承認
してある。これによつて現在の會員總數

は二五二一四名に達してゐるが、なほ審
査未済の分も相當にある。

かくて會員の決定によつて、協會の指
導統制の對象が定つてきたわけである。

一方、昨年末以來、雑誌用紙、單行本
用紙の實績調査を行つた。雑誌用紙の實
績調査は、主として舊日本雑誌協會會員
に對し、昭和十四年七月から十五年六月
までの用紙の使用實績を報告させたもの
で、調査書提出件数は一九〇〇件(三月二
十日現在)に達し、單行本用紙の實績調査
は主として舊日本出版協會、舊中等教科
書協會の會員に對して行つたもので、三

月二十五日現在の調査書提出件数は一八

〇〇に達してゐる。

かかる用紙の使用數量實績は、これを
そのまま用紙配給の基準とするものでは
ないことは勿論であつて、協會としてはこ

れに出版物の性格を織込んで眞の意味の
査査未済の分も相當にある。

かくて會員の決定によつて、協會の指
導統制の對象が定つてきたわけである。
一方、昨年末以來、雑誌用紙、單行本
用紙の實績調査を行つた。雑誌用紙の實
績調査は、主として舊日本雑誌協會會員
に對し、昭和十四年七月から十五年六月
までの用紙の使用實績を報告させたもの
で、調査書提出件数は一九〇〇件(三月二
十日現在)に達し、單行本用紙の實績調査
は主として舊日本出版協會、舊中等教科
書協會の會員に對して行つたもので、三

自由に委されるといふのではない。全員

の出版企畫は事前に協商に親告され、不
良な出版企畫に對しては用紙の配給を停
止するといふやうなこともあり得るので
ある。

もとより協會は徒らに出版を抑制す
るものではなく、むしろ善良な出版を
奨励することを第一義とするわけであ
り、このために不良出版物に對する用

紙の配給を停止しても優良出版物に潤
澤な用紙配給をせねばならないのであ
り、このために相當用紙の準備をもつ
て、統制の彈力性を保つ方策をとること
にならう。これらの具體的なことは近く
に発表する豫定である。

一方出版物の一元的配給機構の整備で

ある日本出版配給會社も、出版文化協會
が會社創立の幹事役となり、三月三日商

週報叢書 第八輯

「翼賛議會の總決算」

議會は内外の情勢を映し出す鏡で
ある。これをのぞけば世界の動き
も、日本の姿もはつきりと浮き上
る。では、翼賛議會といはれた第七
六議會の總決算はどうか。法律案、豫
算案全部の解説、重要質疑應答を加
へた翼賛議會の便覽が本書である。

一 内容

△概観

△法律案の解説

八十七件以上の政府提出法律案
全部を解説し、殆んど大部分の
ものについて法文を附し、重要な
法案については貴賤兩院で行は
れた質問應答を補足記した。

△豫算の解説
純計百二十二億に上る老人年金
和十六年度豫算を總論、各會別
各論に亘つて解説してゐる。

△各國務大臣の演説
五月下旬發行豫定

B6判約七百頁

工省から二十七名の後援人が委嘱され、
ある。

三月二十二日資本金一千萬圓を以て資金
調整法による認可を受け、五月五日創立。
總會を開くに至つた。

何分、長年の出版取次業が、東京における
いはゆる四大取次店はじめ、中央地方
の大小取次業が全部發展的に解消して
ゐる。これが、長年の出版取次業が、東京における
の一大元會社の下に集まるわけであるから、
事態は極めて複雑である。雑誌系統と單
行本系統と、それ／＼の時色ある業態が
一丸となる點においても、大資本と小資
本との關係においても、また一元會社の
傘下に集り得ない小取次業者の失業問題
についても、更にまた配給機構の最前線
組織である小賣商と會社との關係等々、
多岐多端な問題があるわけである。これ
らの問題について協會は商工省、情報局
その他と連絡をとりながら善處に努めて

なほ統制上の資料の一つとして、全會
員に昨年度以來の出版物を寄贈せると
共に、過去數ヶ年の出版物の調査、統計
をも進行させてゐる。

かくて五月中には出版物の發行調整、
出版資材の配給調整等につき協會の具體
的方針を明示し、出版統制の方向を明ら
かにし得るに至るであらう。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

注目される

東地中海作戦

これまでの相次ぐ英國の敗戦は、勿論英國にとって打撃であるには違ひないが、悉く他國の犠牲においてのことである。次の戰場がエズを中心とする地中海、近東、北アフリカに移るに及んで、英國への脅威はいよいよ切迫なものとなつて來た。

バルカンにおける獨軍の壓倒的勝利によつてヨーロッパ大陸は殆んど権力の制壓下に入り、世界の注目は東地中海、エズの攻略戦に注がれるに至つた。世界は廣大であるとはいへ、その關門ともいふべき地點は、パナマ、シンガポール、スエズ、ジブラルタルの四ヶ所に過ぎない。

世界は今まで世界を制壓してゐるといふのである。シンガポール、エズ、ジブラルタルを繋ぐ線こそは、英國の國防線であり、生命線である。中にもスuezは歐洲と東洋を結ぶ關門であり、英國生

命線の中心點である。

量の兵力輸送は困難であるから、トルコ方面から重點を指向する必要もあるであらう。

こゝにトルコと共にエジプト、シリア、イラク等近東諸國の動向が重要視されるに至るのである。イラクにおける英

軍松川大將の前歐洲大戰史評の中に「戰爭第三年ニヴェルダン攻撃のため六十師團を失つて成功しなかつたが、もしこの兵力を近東、インド方面に使用してゐたら、恐らく戰局を逆轉せしめたであらう」と述べてゐる。

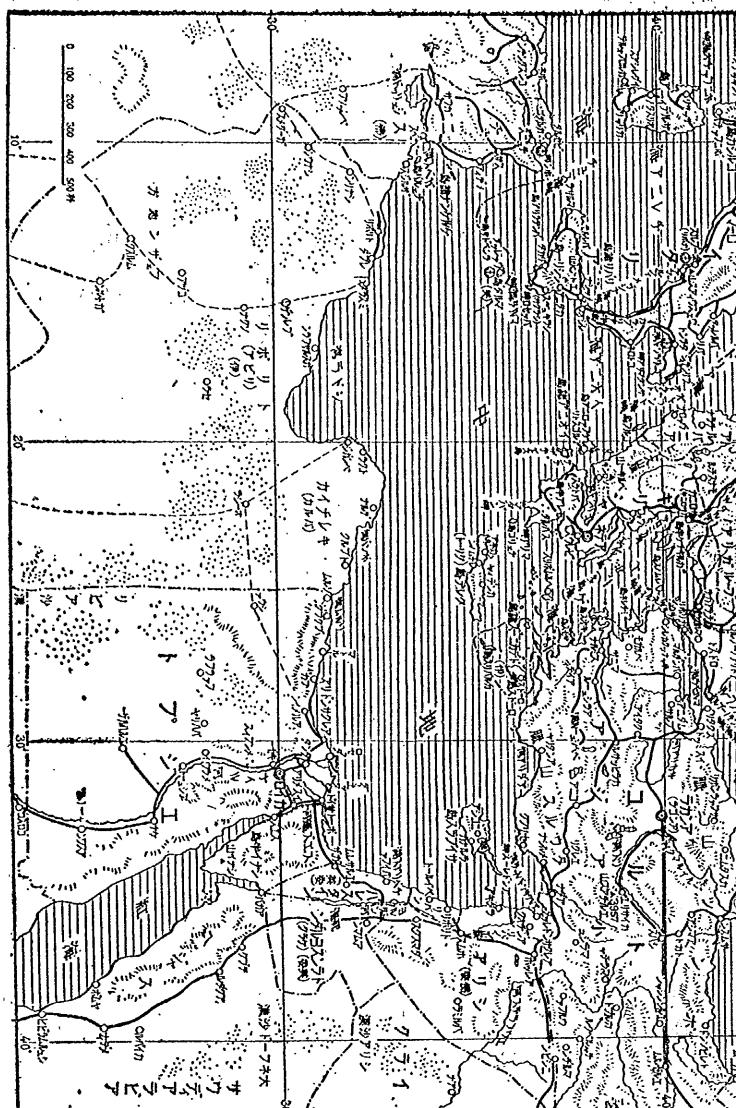
たゞスエズ附近の地形は大沙漠地帯であるからその作戰行動は攻防共にヨーロッパ厚な反英意識がこの機會に爆發し、意外な方面から英國を窮地に陥れないとも限らないのである。

イラク兩軍の衝突等、近東諸國における濃厚な反英意識がこの機會に爆發し、意外な方面から英國を窮地に陥れないとも限らないのである。

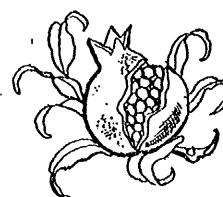
スエズを中心として四十萬噸の海軍力、百萬の陸軍兵力を配置して必死の防衛に努めてゐるのである。権力側はこれに對し北アフリ

カ方面から軍を進めてゐるが、地中海の制海權を完全に握つてゐない権力側としては大

36



米國の宣戰權とその後の動き



前大戰における米國參戰の直接原因が、ドイツ潛航艇の米船ルシニア號撃沈にあつたことは餘りにも有名であるが、當時次第に米國主要財閥筋が參戰を有利とするに至つたことこそ、米國を參戰に導いた有力な真因とさへ傳へられてゐる。

そして、今次大戰勃發以來すでに一年九ヶ月を経し、獨英間の戰闘激化とともに、去る三月武器貸與法を成立させた米國は刻々に本腰な對英援助へと乗り出し、最近米當局者達は二千哩の大水域を米海軍の哨戒範囲として、且つ中立法による交戦水域へも米國軍艦の立入を容當とするとの言明さへ行ひ、獨米間に直接衝突の危機はいよいよ増大して一

方ロックフェラー及びモルガン兩財閥筋すらも公然と援英、方ローリー及びモルガン兩財閥筋すらも公然と援英、

アメリカの憲法と宣戰権

アメリカ合衆國が英國殖民地の後身であることは周知のことであり、一七六五年ジョージ三世の時、印紙稅法が

を主張するに至り、前大戰における米國參戰直前ながらの狀態を示してゐる。

かくて米國の參戰は、實際上、武器貸與法の實施とともにすでに行はれたも同様であるが、この際米國の宣戰権について一瞥しておくことは無意味ではなく、それには先づ米國憲法のあらましをみておくことが必要とされるのである。

原因となり英本國との間に紛争を生じたが、その後遂に一七七六年七月四日に至り殖民地十三州の委員より成る會議は有名な獨立宣言を發して、天赋の人权を主張し本國より分離して獨立國たるべきことを宣言し、それ以來本國と交戦をつづけた後、一七八三年ヴェルサイユの條約により英本國からその獨立を承認されたのである。

これよりさき十三州は、一七七七年より結合して一箇の聯合國家を構成してゐたが、その組織は極めて薄弱不便であつたため、一層完全な聯邦を形成する目的で新たに憲法を起草し、一七九〇年に至り全十三州の同意を得た。かくして成立したのが現在の合衆國憲法であり、最初は七ヶ條であつたが、その後二十一ヶ條の修正追加が行はれたのであつた。

合衆國憲法は改正に複雑な手續を要し、その改正手續は改正の提案とその同意との二つに分れ、提案は、或ひは聯邦議會が上下兩院それとも三分の二の同意を得て自ら行ひ、或ひは各州三分の二の同意を得たる立法府よりの申立てによつて特別の憲法會議を召集して行はしめる。この提案

が、各州四分の三の立法府の同意を得るか又は同數の各州憲法會議の同意を得たとき、憲法改正法として成立するのである。但し、各州が上院に對し均等に代表する権利は、それらの改正によつても奪ふことはできないとされてゐる。

合衆國は現在、ワシントン市及び四十八州のほか、アラスカ、ハワイ、ポートリコ、フィリピン、グアム、サモア、ヴァージン等の合衆國領より成つており、新たな州が合衆國に加入するには合衆國の法律を以て法令を定め、これに基づいて憲法の成立した時を以てこれを州とするか、或ひは豫じめ住民が憲法を制定し、これを合衆國議會が承認するかの方法によるのである。合衆國は聯邦であるため、各州は固有の憲法と権力とを有し、國の統治権は合衆國と各州との間に分れてゐる。

次に、合衆國の立法府たる國會は上下兩院より成り、共に各州民選の議員によつて構成され、上院議員の定員は各州一名合計九十六名で、任期六年とし、二年毎にその三分の一を改選する。被選資格は満三十歳以上で、九ヶ年以上合

米國々民であり且つ選出州に住居を有することになつてゐる。下院議員の定員は十年毎の國勢調査の結果によつて決定し、各州に分配される。但し、人口三萬に一人の割合を超えることを得ず、また、各州は少くとも一人を選出することを要し、現在定員は四百三十五名、任期は満二年とし、被選資格は満二十五歳以上で、七ヶ年以上米國々民にして選出州に住居を有することになつてをり、兩院議員ともに米國の一切の官職を兼任してはならぬことになつてゐるのである。

米國憲法は嚴重に三権分立主義を探る結果、議會と政府とは全く獨立し殆んど無關係とされてゐる。そして議會は毎年一月三日に自ら開會し、一定時期(大體に六七月頃)に自ら閉會する。なほ大統領は、臨時議會を召集し得るのみで、停會、閉會、解散の権限を持つてゐないことが特徴とされてゐるのである。

立法の権限は一切議會化屬し、法律案の提出権は議員に限られ、大統領以下行政官は議會に出席し發言することが出来ない。従つて、政府と議會との接觸は、僅かに大統領

が教書を發し、國務大臣が議會の要求により委員會に出席して證言をし、下院の告發により上院が大統領以下の官吏の犯罪非行に對して行ふ彈劾制度によつて保たれてゐる。

法律は上下兩院の議決と大統領の署名とによつて成立し、大統領がそれに不同意の場合には十日間以内に理由を付して再議させることは出来るが、若しそのことなく十日間を経過したとき及び再議の結果兩院ともに三分の二の多數を以て可決したときには、法律は大統領の署名なくして成立することになつてゐるのである。

上院は兩院共通の権限のほか、とくに大統領の條約締結ならびに官吏の任命に對し同意を與ふる権限を有し、行政上に大きな勢力を有してゐる。

大統領の任期は選舉の年の一月二十日から四ヶ年、再選を妨げず、生來のアメリカ人で満三十五歳以上、米國内に居住することを資格とし、大統領は自ら政治の衡に立つ責任者で、その下には國務、大蔵、陸軍、内務、司法、遞信、農務、海軍、商務、勞働の各長官があるが何れも大統領の下僚であり、従つて他國のやうな議會の内閣、

は存在せず、また、副大統領は上院議長たることを任務とし、任期中に大統領の缺けた場合その後任となるほかには格別の國務を擔當しないのである。

これまでの宣戰布告の例

以上の通り、米國憲法によれば、米國の宣戰布告の権限は明らかに議會にあり、大統領は宣戰布告を希望してもこれを議會に懇願する以上の権限を持つてゐない。しかしながら實際問題として多くの場合、大統領は議會多数黨の支持によつてゐるものであるから、大統領の議會に對する宣戰布告懇願の敘書、即ち米國の宣戰布告と見なすことが出来るのである。

但し、それらはいづれも法律上の場合であり、事實上の戦争を行ふことは議會の協賛によらなくては出來るやうになつてをり、即ち大統領が米國陸海軍の大元帥の権限において行へるのである。例へば前大戰勃發直前、バーシング将軍麾下の米國軍がメキシコに進攻した如き、時の大統領の

権限において行はれた實際上の戦争と評されるのである。

まし述べれば、次の通りである。

一九一六年秋、西部戰線の膠着状態に處するウイルソン大統領の和平斡旋が行はれたが遂に成らず、越えて一九一七年一月三十一日、駐米ドイツ大使はランシング米國務長官に宛て公文書を以て、三月一日以降英佛近海立入の各國船舶はその中立國籍たると如何とを問はず、發見次第無差別撃沈する旨を申入れるに至り、ついで二月三日ヴィルソン大統領の議會に對するドイツ大使引揚ならびに對獨外交關係中絶の聲明となつた。

かくて米國船主達はドイツ潜航艇の襲撃を恐れて所有船舶の就航を差控へるもの多く、ために米國輸出品は積出港に立往生し、かかる成行きの下にヴィルソン大統領は二月二十六日、米國船舶の武装に關する権限の附與を議會に要望したのである。ついで三月に入リロシア革命勃發しヨーロッパの政治的状勢に激變を來すや、四月二日ヴィルソン大統領は兩院協議會に出席して對獨宣戰布告の必要を強調

じ、こゝに米國とドイツとの間に戦争状態の存在するとの宣言案は、四月四日、八十二票對六票で上院を通過し、翌五日三百七十三票對五十票で下院を通過し、四月六日いよいよ宣戦布告となつたのである。

但し、兩院通過の宣言案は、オーストリア・ハンガリーを含まず、またドイツ人との紛争にも非ずしてプロシアの專制政治打倒そのものにありとしたのであるが、これは今次大戦における英國側の敵はドイツ人に非ずしてナチス政権なりとする筆法と同一のものであつた。

武器貸與法實施後の動き

さて、武器貸與法の實施となつた去る三月十一日以來の米國の動きをみれば、まず翌十二日の議會に對しルーズベルト大統領は特別豫算教書を送り、反艦艇國家群たる英國・ギリシャ及び荷政權の援助費用として、向ふ二ヶ年間總額七十億弗(邦貨換算三百九十八億圓)の支出協賛を要請した。ついでこの武器貸與法に基づく豫算案は兩院を通過

し、三月二十六日大統領の署名と共に正式に成り、米政府

42

大童の對英援助策は少くとも形式上その基礎工事の第一段階を終へたのである。

越えて四月四日、ルーズベルト大統領は記者團會見において、現有武器五億弗その他の援英計畫を發表すると同時に、この物資の輸送につき、紅海及びアデン灣をこゝ數日中に中立法に規定した交戦水域より取除くことになるかも知れぬと述べ、この方面への武器その他を輸送する旨を示唆したのであつた。因みに、大統領がその席上で發表した計畫の要旨は次の通りである。

一、武器貸與法に基づき價格五億弗に上る米陸海軍現有兵器の對英譲渡を許可した

一、五億弗の追加經費を以て英國に供給すべき二百十二隻の商船建造を承認した

一、後者の五億弗は四月一日の新聞記者會見において發表された軍需資材その他の購入額十億八千萬弗と合せて新規補給割當額は十五億八千萬弗に達する

一、米陸海軍目下の新規注文割當額は十五億弗乃至二十億弗である。

おいて「英國に對する米國の援助物資が目的地に確實に到着するやうに何らかの方法を講じなければならぬ」と言明し、また、ノックス海軍長官も同日ラジオ放送で護衛船團組織の必要を力説、こゝに米政府は護送船團の實現を示唆した。

ついで翌二十五日、ルーズベルト大統領は記者團との會見において、西半球を脅威する侵略者の軍艦、飛行機などを警戒するため必要に應じて七つの海にわたつて米海軍が巡邏するであらうと宣言したが、ワシントン官邊では右實行案の内容は米艦艇の哨戒により大西洋上に「安全海峡」を設定するにありとして、次のやうに語つたと傳へられた。

「大統領のいはゆる哨戒水域の擴大とは、さしあたり大西洋の安全水域の哨戒を意味し、援英物資輸送船のために安全海峽を設定せんとするものであり、哨戒はグリーンランドまで擴大されると解してよい。米國はこのため駆逐艦・巡洋艦・驅逐艦・航空母艦・哨戒爆撃機等を動員して、米大陸からグリーンランドに至る間、幅三百浬に上る安全海峽を設定しこの水域を

かくて四月二十四日に至りハル國務長官は國際法協會に
米艦艇による哨戒を宣言

ルーズベルト大統領の主張する對英軍需品輸送のための大西洋を越える「船の橋」の架設に着手したのである。

かくて四月二十四日に至りハル國務長官は國際法協會に
米艦艇による哨戒を宣言

艦艇をして縦横に哨戒せしめ、若し商船に危険が迫つた場合は平文英語によつて警告を發するが、この警告は單に商船のみならず英軍艦にも達するわけで緊急の場合急速に來援を可能とするであらう。」

なほルーズベルト大統領は四月二十九日の記者團との會見において再び中立的哨戒問題に觸れ、米軍艦は中立法の交戦區域に入禁止の規定によつて束縛されず、西半球防衛のため必要とあれば全世界の海域に亘つて航行し得べく、獨伊の一方的封鎖領域宣言によつて何ら束縛される理由なしとする次の要旨の言明を行つた。

「中立水域哨戒作業に從事する米國軍艦は、現行法の下においても、交戦水域に入り得る十分な條件を備へてゐる。しかしこのことは米國軍艦がいま直ちに交戦水域へ出かけるのを意味するわけではなく、たゞ法律的にいへば米軍艦はかかる行動を禁止されてゐないといふだけのことである。」

スターク海軍作戦部長が哨戒水域を米國沿岸から一千哩まで延長する云々といったことも、その時的情勢によつて決定されるもので、去る二十五日のこの席上、哨戒の範圍は西半球の安

全擴張のため必要な水域にまで擴大されると明瞭に言つた聲明を讀み直したならよくわかるであらう。

「哨戒範圍の擴大が、すでに實施されてゐるか否かは、艦隊行動に觸れるから何とも答へられぬ。また、中立法の制限規定は商船のみ適用されるものであり、軍艦の行動には何の關係もなく、西半球の防衛士必要とあれば何處にでもゆくことが出来、従つて交戦水域の指定を變更する必要はないわけである。」

以上の大統領言明は、去る二十五日の中立的哨戒に關する宣言を補足すると同時に、さらに一步を進めたもので、これをあし擴げれば、米國の商船は中立法の規定する交戦區域を航行することは出來ないが、米國の軍艦及び軍用機は英國の商船を護衛して英本土まで行くことも可能なわけで、大統領がこのやうにその態度を開明したこととははじめてであり、米國の輿論を引張つてそこまでゆかうとしてゐることがいよいよ明白となり、一方、モルガン及びロックフェラー両財閥等も援英を公然と煽るに至り、米國は次第に名實一致の參戰街道を義進するの體様を示しつゝあるのである。

企畫院の改組について

去る五月一日、企畫院は内部機構の改編を斷行し、官界新體制における率先垂範の實を擧げ、國防國家建設の要請に應へるため新設足をしたことは周知の通りであるが、以下改組内容を簡単に述べてみよう。

改組の内容

しかし擴大強化といふことは、たゞ人員を増したり、組織を膨脹させることではないのである。要は國政の決定に參與しその企畫性と統一性を強化するため、執務組織の合理化と、

構成員の適正化を圖ることによつて事務運営の統合強化を期すことである。

改組の理由

企畫院は昭和十四年四月内部機構の全般的な改組を行ひ、その後も時局の推移に即應するやう數回に亘つて部分的改正を加へて來たが、昨今のやうな複雑多岐な内外の諸情勢を考へると、我が國の國政の企畫性と統一性を強化することが國防國家建設の上に絶対に必要となつて來た。

右のやうな意味から改組に當つては、出来るだけ組織は單純化し、職員は最少限度に止めるやうにしたが、しかも改組の中心課題ともいふべき企畫性と統一性は強化され、有機的一體性の發揮と、責任の所在は十分發動されるやうに留意されたのである。この國政の企畫性と統一性を強化して、その實践を敏捷にするには、第一に企畫院自體の有機的一體性を強化しなければならないのでありて、それには各部課間の連絡協調が一層密にされ、兎

角陥り易い割據分立の弊を嚴に戒めなければならない。

さらに、責任の所在を明らかにして統一性と實踐力を強化して、活潑な統率力と英斷な實踐力を發動することが、今日の急務である。その他國力を総合的に増強活用するには、一縦縦の人の和の上に、民族的統力を傾注することや、院務の推動をして常に時代の進運に先驅させることや、院務の處理を計畫的にして重點を明らかにするなどが、最も深刻に取り上げられなければならない問題であるが、これ等の課題は今回の改正によつて遺憾なく解決された。

次ぎに改正の主な點を述べると、

まづ第一に、各種の政策と計畫の統合企畫と、これが實施の綜合考査をするやうにし、重要院務を総合的に、圓滑に運営させるために、新たに總裁官房に總務室を設け、これを次長の直接統轄下におくとともに、次官を輔佐するために、勤任職員中から專任及び兼任の總務室附が命ぜられることになつた。

さらに、從來恒久的な基本國策關係の一般事務と、戰時的な國家總動員關係の一般事務を、それく第一部と

第二部とに分掌させてゐたのを統合して、この中の基本的總合的な事務は官房總務室に移管し、その他は第一部に集中させた。また、これまで生産力擴充關係の事務と物資動員關係の事務は併せて第四部で行つてゐたのを、今回では、分離して前者の方は生産の維持増強問題が極めて重要なので第一部に行はせ、物資動員と生活必需物資需給調整に關する事務は四部が専念するやうになつた。

その他、人口政策と人員動員計畫と職業再編成(轉失業對策を含む)事務は第三部に綜合強化され、さらに運輸に關する第六部の事務と、科學動員、科學研究に關する事務等もそれく強化されており、從來の科學部が第七部と改められたり、各部に課を置いて、責任の所在を明らかにするとともに、組織的且つ實踐的な部務を圓滑に運営するやうにした點等が注目される。

各部はどんな仕事をするか

次ぎに各部はどんな事務を行ふかといふと、まづ總務室では、綜合國力の擴充に關する政策と計畫の企畫に關する事項

する綜合的項目や、綜合國力の擴充運動に關する政策や計畫の遂行の考査に關する綜合的項目、綜合國力の擴充運用に關する東亞經濟建設に關する綜合的項目を扱ひ、總務室の事務は次長が統轄することになつてゐる。

第一部では、重要法案の大綱の審査、重要事項の豫算の統制、國家總動員法、總動員警備計畫、國土計畫等に關する事項や、その他の制度、司法、警察及び土地に關する事項

第二部では、生産力擴充計畫、物資の生産に關する事項、第三部では、人口政策、人員動員計畫、職業再編成、文教及び厚生に關する事項

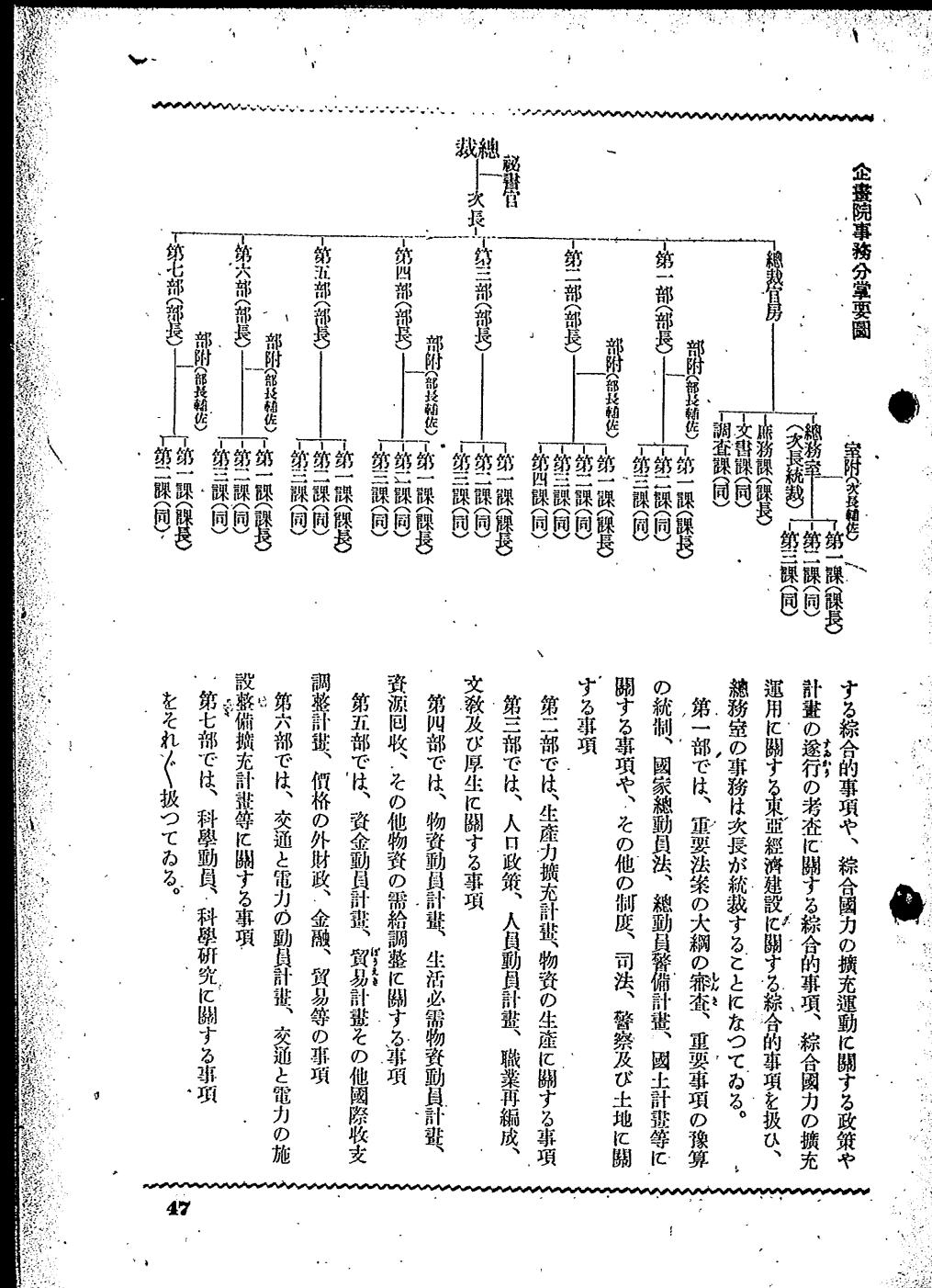
第四部では、物資動員計畫、生活必需物資動員計畫、資源回収、その他物資の需給調整に關する事項

第五部では、資金動員計畫、貿易計畫その他國際收支調整計畫、價格の外財政、金融、貿易等の事項

第六部では、交通と電力の動員計畫、交通と電力の施設設備充計畫等に關する事項

第七部では、科學動員、科學研究に關する事項

をそれく抜つてゐる。



露光量違いにより重複撮影

貯蓄 ポスター

图案募集

◇國民貯蓄獎勵の宣傳に使用する
ポスターを左の規定によつて募
集いたします。奮つて應募下さい。

内 容 ★時局下、國民貯蓄の重要性を
為め、廣く国民化されること
★國策中に次の各を記載すること
百三十箇題(下部に小字)
監督課(下部に小字)
大 色數・大きさ ★五色以内
六版半額(約幅一尺八寸、高二尺六寸)
★昭和十六年五月三十一日
送先 ★東京市麹町区麹町大蔵名園
氏財團

締 切 賞 金

第一等 五百圓 (銀貨) 一人
第二等 二百圓 (右同) 二人
第三等 一百圓 (右同) 三人
佳作 準 優 菅子名
但し入選作品は全部修正使用しまつた
使用せざるこゝろべし

審 查 ★國民貯蓄獎勵局、情報局

發 表 ★昭和十六年六月中旬、官報
週報誌告白及個人選考に通知す。

其 他 ★入選作品の複数は國民貯蓄
局、情報局の所有す。 ★應募作品は
一切返却せず。 ★應募作品は袋面に住所
氏名を明記せよ。 ★應募作品はスター圖
形を施す。 ★發表するとき
第一線または國民貯蓄獎勵局監督課のこ
と

◇蘭印と日本(松木忠雄著) 本書は著者が昨
年秋蘭印度に渡つて、親しく現地に臨み
その實情を研究調査して、日本と蘭印の通
商、經濟關係を述べ、蘭印問題に對して示
唆と反省を與へ、東洋共榮の具現策を力説
したものである。(四六頁 二二一頁 定價一圓五
〇錢 發行東京市麹町区銀座三、三ダイヤモンド社
撰著東京二五九七六)

◇現代印度論(伊東敬著) 本書は八篇からな
り、主として印度の國民運動を解説したも
ので、第一篇、第二篇は印度の地理、氣象、
面積などについて述べ、第三篇においては、
國民會議黨及び全印回教徒聯盟について論
じ、第四篇以下においては第一次大戰より
今次大戰に至るまでの國民運動の經過を述
べ、第八篇においては印度の獨立闘争の將來
を論じてゐる。印度の動向は東亜共榮論確
立上重要ななるに鑑みて、一讀を一般國民に
奨めたい。(四六頁 二八五頁 定價一圓五〇錢 發
行東京市京橋区木挽町五丁目一オリオン社
九九一〇番)

定	一部	五 錢
▲後約配達御希望の方は、一部十錢、分冊頃印 に依る地域は十錢の場合は、郵便料金より前金を差 へ御申込み下さい。	外國郵便に依る地域 に依る地域の方は、一部五錢、分冊頃印	局
▲特大號の場合は、其の部度郵便料金より差額 を申受けます。	九ノ内三丁目十二番地 東京市麹町区大手町	發印刷者 内 開 印 刷 局
▲外國郵便に依る地域 に依る地域の方は、一部十錢、分冊頃印	九ノ内三丁目十二番地 東京市麹町区大手町	發印刷者 内 開 印 刷 局

48



週報回の億一民は報

陸軍道報編部

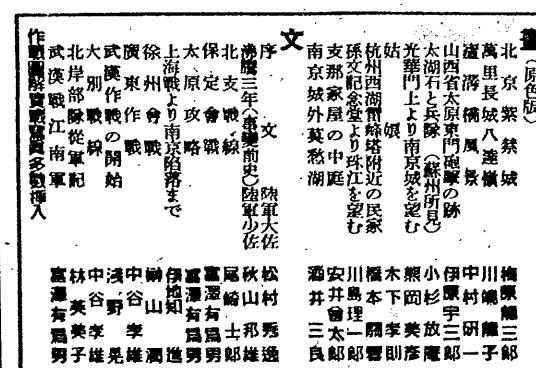
大陸戦史

兒孫の爲に美田を買はずとも
われは誇らん大陸戦史

陸軍省報務部長 大佐 馬淵逸雄

當部編輯「大陸戦史、畫と文」ハ
支那事變ノ經過ト主要作戦ノ概要ヲ
國民一般ニ興味深ク解明スルタメ刊
行シタモノデアツテ、從軍ノ體験ヲ
有スル文壇、畫壇ノ一流名士ノ執筆
揮毫ヲ煩ハシテ成ツタモノデアル

希クバ該書ニヨツテ本事變ニ關スル
正確ナル綜合的認識ヲ得ルト共ニ聖
戰ノ記念的文献トシテ廣ク利用セラ
レンコトヲ望ム。



内閣印刷局印刷發行

週報

昭和十六年五月七日

日本圖書發行

（毎週一回小冊子發行）

發賣元 東京堂 北隆館 東海堂 大東館

（定期店あり）

（判LA5格規定國はさき大の書本）